

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 65 号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「除く」の右に「。以下同じ」を加える。

別表第1備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

- 3 特定教育・保育施設において保育標準時間認定子ども（府令第4条第1項に規定する保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分に該当する子どもをいう。）が利用する支給認定教育・保育の時間が8時間以下である場合は、2にかかわらず、イ欄を適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)